

室蘭市議会議長交際費の支出及び

公開基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、室蘭市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の公正かつ適正な執行を期するため、支出及び公開の基準について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の定義)

第2条 「議長交際費」とは、議会の議長（副議長等が議長の職務を代理する場合には当該副議長等）が公務遂行のため議会を代表して、対外的な交際を行うために必要な経費をいう。

2 前項に定めるもののほか、副議長がその役職をもって議長とともに対外的な交際（議長に対する議長交際費が支出される交際に限る。）を行うために必要な経費は、「議長交際費」に含むものとする。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、議会の対外的な交際上必要と認められるものであって、金額が社会通念上妥当と認められる範囲内において行うものとする。

(議長交際費の支出範囲等)

第4条 議長交際費の支出範囲は、次の各号に掲げる範囲内とし、支出限度額及び支出内容は別表に定めるとおりとする。

(1) 儀礼的経費

社会的習慣に基づく儀礼を行うための慶弔に係る必要な経費

(2) 賛助的経費

各種団体が主催する総会、懇親会、意見交換会又は周年等の記念祝賀会等の会費相当の支出に係る必要な経費

(3) 折衝接遇経費

必要な折衝及び儀礼的接遇を行うために係る必要な経費

(4) その他経費

前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認める経費

(議長交際費の支出限度額の変更)

第5条 別表において定める支出限度額の変更に当たっては、急激な社会経済情勢の変動等により、真にやむを得ないと認める相当の理由がある場合に、その均衡を考慮し行うものとする。

(議長交際費の公開)

第6条 議長交際費の公開については、室蘭市情報公開条例に規定する非公開情報を除き、支出項目、支出月日、支出金額及び支出内容の4項目を公開する。

2 前項の規定による公開は、1箇月ごとの支出状況を翌月20日までに室蘭市議会ホームページ上に

において公表するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出項目	支出限度額	支出内容
儀礼的経費	祝儀：20,000円/1件 見舞金：10,000円/1件 香典：10,000円/1件 供花：15,000円/1件	1 祝儀及び見舞金は、官公庁職員等（市議含む）へは対象外とし、金額については、支出限度額の範囲内で適宜判断する。 2 香典、供花対象 (1)香典：市（特別）功労者、名誉市民、室蘭市選出の北海道議会議員（本人）、室蘭市議会議員（本人）、元室蘭市議会議員（本人、配偶者、実父母） (2)供花：市(特別)功労者、室蘭市選出の北海道議会議員(本人)、室蘭市議会議員(本人)、姉妹都市・交流都市関係者(市長、副市長、正副議長)
賛助的経費	10,000円/1件	各種団体が主催する総会、懇親会、歓迎会、周年事業、記念行事等に要する会費
折衝接遇経費	20,000円/1件	各種団体の関係者及び訪問者等との折衝・接遇に要する経費 (1)姉妹都市・交流都市・友好都市関係議員等が来訪時の接遇に当たっての昼食代 (2)姉妹都市・交流都市・友好都市関係議員等が来訪時の接遇に当たっての茶菓子代 (3)姉妹都市・交流都市・友好都市関係議員等が来訪時の接遇に当たっての贈呈品代 (4)歓迎式等での生花代及び記念品代
その他経費	社会通念上妥当と認められる金額 又は実費相当額	議長が特に必要と認めるもの